

瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例をここに公布する。

平成24年6月29日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第21号

瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、自然環境の保護及び保全に関し必要な事項を定めることにより、やきもののまちとしての本市の歴史及び文化を生み育んできた優れた自然環境を守り、もって市民と自然環境が共存する社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「保護」とは、人による活動によらず自然の作用に委ねることをいい、「保全」とは、人による管理を行うことにより現状を維持することをいう。

(市の責務)

第3条 市は、自然環境の保護及び保全に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 市は、自然環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及びその実施に当たっては、自然環境の保護及び保全について、適切な配慮をしなければならない。

3 市は、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携して自然環境の保護及び保全に努めなければならない。

(調査の実施)

第4条 市は、自然環境の保護及び保全のために講ずべき施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(知識の普及等)

第 5 条 市は、自然環境の保護及び保全に関する知識の普及、思想の高揚及び市民運動の助長に努めるものとする。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、自然環境の保護及び保全について適切な配慮をするとともに、市が実施する自然環境の保護及び保全に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第 7 条 市民は、自然環境の保護及び保全に自ら努めるとともに、市が実施する自然環境の保護及び保全に関する施策に協力しなければならない。

(国等への要請)

第 8 条 市長は、本市の自然環境の保護及び保全のために必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(財産権の尊重)

第 9 条 自然環境の保護及び保全に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(公益との調整)

第 10 条 自然環境の保護及び保全に当たっては、都市の健全な発展その他の公益との調整に留意しなければならない。

(特定地区の指定)

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、周辺の自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保護し、又は保全することが特に必要と認められるものを、特定地区として指定することができる。

優れた天然林又は樹齡が特に高く、かつ、学術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林及びこれと一体となって自然環境を形成している土地の区域

区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態である河川、池沼又は湿地及びこれらのいずれかと一体となって自然環境を形成している土地の区域

都市の区域と原生的自然との中間に位置し、良好な自然環境が形成されている里地又は里山及びこれらのいずれかと一体となって自然環境を形成している土地の区域

植物の自生地又は野生動物の生息地、渡来地若しくは繁殖地及びこれらのいずれかと一体となって自然環境を形成している土地の区域であって、当該区域における自然環境が前3号に掲げる区域における自然環境に相当する程度であるもの

- 2 次の各号に掲げるものの区域は、特定地区に含まない。

自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項に定める特別地域

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和48年愛知県条例第3号）第20条第1項に定める愛知県自然環境保全地域

- 3 市長は、特定地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、瀬戸市特定地区自然環境調査委員会の意見を聴かなければならない。この場合においては、次条第1項の規定による特定地区における自然環境の保護及び保全の方針について定めた計画の案についても、あわせて、その意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、特定地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から30

日間縦覧に供しなければならない。

- 5 前項の規定による公告があったときは、当該指定しようとする区域に係る住民及び規則で定める利害関係人は、同項の規定による縦覧の期間満了の日から2週間以内に、当該縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。
- 6 前項の規定により意見書が提出されたときは、市長は、瀬戸市特定地区自然環境調査委員会の意見を聴いて、当該意見書に対する見解を公告しなければならない。
- 7 市長は、特定地区の指定をする場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 8 特定地区の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 9 第3項前段及び前2項の規定は特定地区の指定の解除及びその区域の変更について、第3項後段及び第4項から第6項までの規定は特定地区の区域の拡張について、それぞれ準用する。

(保護及び保全計画の決定)

第12条 市長は、特定地区における自然環境の保護及び保全の方針について定めた計画(以下「計画」という。)を決定する。

- 2 計画には、次の各号に掲げる事項を定める。

保護及び保全すべき自然環境の特質その他の当該区域における自然環境の保護及び保全に関する基本的な事項

当該区域における自然環境の保護及び保全のために講ずべき措置に関する事項

当該区域における自然環境の保全のための活動に関する事項

前3号に掲げるもののほか、自然環境の保護及び保全に関し必要な事項

3 前条第7項及び第8項の規定は計画の決定、廃止及び変更について、同条第3項前段の規定は計画の廃止及び変更について、同条第4項から第6項までの規定は計画の決定及び変更（前項第1号又は第2号に掲げる事項に係る変更に限る。）について、それぞれ準用する。

（特定地区内における行為の届出）

第13条 特定地区内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、行為の内容、場所及び方法その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区内において同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為又は同法第10条の2の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為については、この限りでない。

建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

水面を埋め立て、又は干拓すること。

河川、池沼、湿地等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

木竹を伐採すること。

前各号に掲げるもののほか、特定地区における自然環境の保護及び保全に支障を及ぼすおそれがある行為であって規則で定めるもの

2 市長は、前項の規定による届出に係る行為が当該特定地区に係る計画に定める事項（前条第2項第2号に掲げるものに限る。）に適合せず、かつ、自然環境の保護及び保全のために必要があると認めるときは、当

該届出に係る行為をしようとする者に対し、当該届出のあった日から起算して30日以内に限り、当該特定地区の自然環境の保護及び保全のために必要な限度において、当該行為の中止若しくは制限又は当該行為について必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 市長は、実地の調査その他の必要な調査をしなければ前項に規定する期間内に勧告の要否を判断することができない場合は、当該調査に必要な日数に2週間を加えたものを上限として、前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、市長は、前項に規定する期間内に第1項の届出をした者に対し、当該調査の内容及び理由、当該調査に必要な期間、本項の規定により延長された期間その他規則で定める事項を通知しなければならない。

4 市長は、前項の場合において、特に必要と認めるときは、瀬戸市特定地区自然環境調査委員会の意見を聴くことができる。

5 第1項の規定による届出をした者は、当該届出をした日から起算して30日（第3項の規定による通知を受けた場合においては、同項の規定により延長された期間）を経過した後でなければ、当該届出に係る行為を実施してはならない。

6 次に掲げる行為については、第1項の規定は、適用しない。

災害その他非常の事態の発生のため必要な措置として行う行為

指定自然環境保全活動の実施として行う行為

法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、特定地区における自然環境の保護及び保全に支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定めるもの

通常管理行為又は軽易な行為のうち、特定地区における自然環境の保護及び保全に支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定め

るもの

- 7 一の区域が特定地区となった日において、現にその区域内において第1項各号に掲げる行為をしている者は、当該特定地区となった日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、行為の内容、場所及び方法その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

(命令)

第14条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者に対し、行為の中止を命じ、又は相当の期間を定めて、原状の回復を命じ、若しくは原状の回復が著しく困難である場合はこれに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。

(報告及び検査等)

第15条 市長は、特定地区における自然環境の保護及び保全のために必要な限度において、特定地区内において第13条第1項各号に掲げる行為をしている者に対し、当該行為の実施状況その他の必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該行為に係る土地若しくは建物内に立ち入らせ、当該行為の実施状況を検査させ、若しくは当該行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(実地調査)

第16条 市長は、特定地区の指定若しくはその区域の拡張又は計画の決定若しくは変更に関し、実地調査のため必要があると認めるときは、そ

の職員に、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は
実地調査の障害となる木竹を伐採させ、若しくは垣、さく等を除去させ
ることができる。ただし、法令に実地調査に関する規定があるときは、
当該規定の定めるところによる。

2 市長は、その職員に前項の規定による立入りその他の行為をさせよう
とするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでな
いときは、その占有者。以下この条において同じ。）及び占有者並びに
木竹、垣、さく等の所有者にその旨を通知し、当該者の同意を得なけれ
ばならない。

3 第1項の職員は、日出前及び日没後においては、同項に規定する土地
に立ち入ってはならない。

4 第1項の職員は、その身分、実地調査の目的及び期間その他規則で定
める事項を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹、垣、さく等の所有者は、正当
な理由がない限り、第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又
は妨げてはならない。

（市民等の活動の支援）

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以
下「市民等」という。）との協働による自然環境の保全に関する活動を
効果的に推進するため、当該活動を行う市民等に対し、自然環境の保護
及び保全に関する情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなけれ
ばならない。

（指定自然環境保全活動）

第18条 市長は、市民等が行う自然環境の保全に関する活動のうち、特
定地区内において行われるものであって、当該特定地区に係る計画に定

める第12条第2項第3号に掲げる事項の推進に資すると認めるものを、規則で定めるところにより、指定自然環境保全活動として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定自然環境保全活動を行う市民等は、定期的に、活動の実施状況を市長に対して報告し、又は実施方法について市長と協議するよう努めなければならない。

(特定地区指定請求)

第19条 土地又は木竹の所有者は、当該所有に係る土地又は木竹を含む区域が第11条第1項各号のいずれかに該当すると考えるときは、市長に対し、規則で定めるところにより、当該地区を特定地区として指定することを請求することができる。

- 2 市長は、前項の請求があった場合においては、第11条第1項の規定により、当該区域を特定地区として指定することができる。

(瀬戸市特定地区自然環境調査委員会)

第20条 第11条第3項及び第6項(第12条第3項において準用する場合を含む。)並びに第13条第4項の規定による諮問に応じ、特定地区における自然環境の保護及び保全に関する事項を調査審議するため、瀬戸市特定地区自然環境調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員8人以内をもって組織する。
- 3 委員は、特定地区における自然環境の保護及び保全に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、必要の都度、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、当該諮問にかかる審議を終え答申を行った日までとし、その翌日をもって解任されたものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項

は、規則で定める。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第22条 第14条の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

第13条第1項若しくは第7項の規定による届出をしないで、又は同条第1項若しくは第7項の規定による届出について虚偽の記載をして、同条第1項各号に掲げる行為をした者

第13条第5項の規定に違反した者

第15条第1項の報告をしないで、又は同条第1項の報告について虚偽の報告をした者

第15条第1項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第16条第5項の規定に違反した者

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第22条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。